


八戸市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. ～4. 略					1. ～4. 略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項				
[1] ～ [2] (1) 略					[1] ～ [2] (1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
美術館整備事業 [内容] 旧美術館跡地及び周辺の市有地の有効活用を図りながら新しい美術館を整備する [実施時期] 平成27～令和4年度	市	<u>【位置付け】</u> <u>来館者の増加に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。</u> <u>【必要性】</u> <u>当該施設整備により、来街機会の創出や回遊性向上が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。</u>	[措置の内容] 中心市街地再活性化特別対策事業  [実施時期] 平成30～令和4年度		美術館整備事業 [内容] 旧美術館跡地及び周辺の市有地の有効活用を図りながら新しい美術館を整備する [実施時期] 平成27～令和3年度	市	<u>旧美術館跡地及び市有地の有効活用を図りながら、新しい美術館を整備することにより、来街者の増加や回遊性の向上に寄与することが見込まれる。</u>  整備イメージ	[措置の内容] 中心市街地再活性化特別対策事業  [実施時期] 平成30～令和3年度	
(2) ②～(4) 略					(2) ②～(4) 略				
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項				
[1] ～ [2] (2) ①略					[1] ～ [2] (2) ①略				
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか住宅取得支援事業 [内容] 中心市街地内に住宅を新築・取得等した者に対し、補助金を交付する [実施時期] 平成21～ <u>令和3年度</u>	市	中心市街地は郊外と比較し、地価が高く、まちなか居住を妨げる要因の一つとなっている。 当事業は、中心市街地における住宅建設及び取得を支援することによって、まちなか居住を促進するものであり、居住人口の増加が見込まれる。	[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業と一体の効果促進事業）  [実施時期] 平成24年度～ <u>令和3年度</u>		まちなか住宅取得支援事業 [内容] 中心市街地内に住宅を新築・取得等した者に対し、補助金を交付する [実施時期] 平成21年度～	市	中心市街地は郊外と比較し、地価が高く、まちなか居住を妨げる要因の一つとなっている。 当事業は、中心市街地における住宅建設及び取得を支援することによって、まちなか居住を促進するものであり、居住人口の増加が見込まれる。	[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業と一体の効果促進事業）  [実施時期] 平成24年度～	
(3) 略					(3) 略				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなかの保健室事業 [内容] 健康づくりの正しい知識の普及啓発を図るための健康相談を開催する [実施時期] 平成 25～ <u>令和 3 年度</u>	市・青森県 看護協会	当事業は、八戸ポータルミュージアム「はっち」で心身の健康に関する個別の相談に応じ、健康の保持増進ができるよう支援するもので、住みやすい地域づくりに寄与するものである。		
【フラット 35】地域連携型 [内容] 郊外と比較して地価の高い中心市街地への居住を促進する目的で行っている、まちなか住宅取得支援事業を活用する際の住宅ローン【フラット 35】金利を当初 5 年間年 0.25%引き下げる。 [実施時期] 平成 30～ <u>令和 3 年度</u>	独立行政法人住宅金融支援機構	【位置付け】 中心市街地における住宅建設及び取得を支援することにより、居住人口の増加に寄与する事業であることから、目標Ⅲ「街なかの居住推進と移動の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 まちなかへの居住が促進されることで、「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。		

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなかの保健室事業 [内容] 健康づくりの正しい知識の普及啓発を図るための健康相談を開催する [実施時期] 平成 25 年度～	市・青森県 看護協会	当事業は、八戸ポータルミュージアム「はっち」で心身の健康に関する個別の相談に応じ、健康の保持増進ができるよう支援するもので、住みやすい地域づくりに寄与するものである。		
【フラット 35】地域連携型 [内容] 郊外と比較して地価の高い中心市街地への居住を促進する目的で行っている、まちなか住宅取得支援事業を活用する際の住宅ローン【フラット 35】金利を当初 5 年間年 0.25%引き下げる。 [実施時期] 平成 30 年度～	独立行政法人住宅金融支援機構	【位置付け】 中心市街地における住宅建設及び取得を支援することにより、居住人口の増加に寄与する事業であることから、目標Ⅲ「街なかの居住推進と移動の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 まちなかへの居住が促進されることで、「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか生業応援事業 [内容] ① <u>空き店舗活用チャレンジ融資(県)</u> <u>空き店舗を活用した開業希望者に対し、長期かつ低利で融資支援を行う</u> ② <u>空き店舗活用チャレンジ融資者に対する支援(市)</u> ①の融資制度利用者で一定要件を満たしている者	市・県	【位置付け】 店舗数の減少や高齢化、財源不足など、商店街組織を維持する <u>うえ</u> での課題を抱えている中心商店街において、将来を担う若い事業者の新規 <u>開業</u> を、金融支援を通して <u>促進</u> するとともに、商店街が課題の解決に向けて自ら取り組む事業を、 <u>補助金の交付により</u> 支援することで、商店街の活力の回復に寄与する事業であり、目標Ⅱ「起業者支援と魅力ある商店街・オフィス街づ	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 ※②、③、④のみを対象 [実施時期] 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか生業応援事業 [内容] ① <u>特別保証融資制度(県)</u> <u>空き店舗への開業希望者に対し、融資支援を行う</u> ② <u>特別保証融資制度利用者に対する支援(市)</u> ①の融資制度利用者で一定要件を満たしている者に対し、保証料補助、利子補給を行う ③商店街魅力づくり環境	市・県	【位置付け】 店舗数の減少や高齢化、財源不足など、商店街組織を維持する <u>ため</u> の課題を抱えている中心商店街において、将来を担う若い事業者の新規 <u>出店</u> を、金融支援を通して <u>推進</u> するとともに、商店街が課題の解決に向けて自ら取り組む事業を <u>補助金等で</u> 支援することで、商店街の活力の回復に寄与する事業であり、目標Ⅱ「起業者支援と魅力ある商店街・オフィス街づくり」に資す	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業 ※②、③、④のみを対象 [実施時期] 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月	

に対し、保証料補助、利子補給を行う ③商店街魅力づくり環境整備支援事業（市） 商店街の魅力づくりに資する環境整備に対し、支援を行う ④商店街交流人口拡大支援事業（市） 商店街を中心とした交流人口の拡大に資する事業に対し、支援を行う [実施時期] 平成20年度～		くり」に資する事業に位置付けられる。 <b>【必要性】</b> 起業を含む開業の支援等で商店街の活力が向上することにより、「空き店舗・空き地率」の減少に寄与するため。		
--	--	---	--	--

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか講座事業 [内容] 消費者の興味を誘うテーマで、商業者が講座を開催する [実施時期] 平成16～ <b>令和3年度</b>	八戸中心商店街連絡協議会	当事業は、消費者が興味を持つテーマで商業者が体験型の講座を開催することにより、市民が来街するきっかけを創出するとともに、商品を実際に使用してもらうことで、顧客の購買意欲を高めることにより、商業の活性化が図られることが見込まれる。		
商店街ポータルサイト運営事業 [内容] ウェブ上に中心商店街の各商店の商品・サービス内容、キャンペーンなどの情報を掲載する [実施時期] 平成16年度～ <b>令和3年度</b>	八戸中心商店街連絡協議会	中心商店街の共同運営による総合情報サイト「八戸まちなかどっとこむ」を設置し、個店の基本情報、商品・サービス内容を掲載することで広くお店をPRするとともに、SNSを活用し商店街のイベント情報等を魅力的に発信し、来街者の増加を図るものである。		

整備支援事業（市） 商店街の魅力づくりに資する環境整備に対し、支援を行う ④商店街交流人口拡大支援事業（市） 商店街を中心とした交流人口の拡大に資する事業に対し、支援を行う [実施時期] 平成20年度～		る事業に位置付けられる。 <b>【必要性】</b> 起業支援等で商店街の活力が向上することにより、「空き店舗・空き地率」の減少に寄与するため。		
--	--	---	--	--

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか講座事業 [内容] 消費者の興味を誘うテーマで、商業者が講座を開催する [実施時期] 平成16年度～	八戸中心商店街連絡協議会	当事業は、消費者が興味を持つテーマで商業者が体験型の講座を開催することにより、市民が来街するきっかけを創出するとともに、商品を実際に使用してもらうことで、顧客の購買意欲を高めることにより、商業の活性化が図られることが見込まれる。		
商店街ポータルサイト運営事業 [内容] ウェブ上に中心商店街の各商店の商品・サービス内容、キャンペーンなどの情報を掲載する [実施時期] 平成16年度～	八戸中心商店街連絡協議会	中心商店街の共同運営による総合情報サイト「八戸まちなかどっとこむ」を設置し、個店の基本情報、商品・サービス内容を掲載することで広くお店をPRするとともに、SNSを活用し商店街のイベント情報等を魅力的に発信し、来街者の増加を図るものである。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
八戸三社大祭開催支援事業 [内容] 地域の郷土芸能が揃う八戸三社大祭(ユネスコ無形文化遺産、国重要無形民俗文化財)の開催・運行に対する支援を行う [実施時期] 昭和54年度～	市及び一般財団法人VISITはちのへ	<b>【位置付け】</b> 約300年の歴史を誇る八戸を代表する祭りであり、毎年100万人を超える観光客が訪れるため、目標I「街なかの賑わい創出(来街機会の創出と回遊性の向上)」に資する事業に位置付けられる。 <b>【必要性】</b> 当市が誇る祭りを継続して開催することで、中心市街地が歴史と伝統を継承するとともに、多くの観光客に訪れていただくことで、来街機会の創出や回遊性向上が期待され、「歩行者通行量」の増加に寄与するため。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 平成31年4月～令和6年3月	
八戸えんぶり開催支援事業 [内容] 八戸えんぶり(国重要無形民俗文化財)の開催に対する支援を行う [実施時期] 昭和56年度～	市及び一般財団法人VISITはちのへ	<b>【位置付け】</b> 市のみならず周辺町村も含め、毎年30余組のえんぶり組が参加し、観光客が訪れる行事であるため、目標I「街なかの賑わい創出(来街機会の創出と回遊性の向上)」に資する事業に位置付けられる。 <b>【必要性】</b> 当事業により、来街機会の創出や回遊性向上が期待され、「歩行者通行量」の増加に寄与するため。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 平成31年4月～令和6年3月	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
八戸三社大祭開催支援事業 [内容] 八戸三社大祭の開催・運行に対する支援 [実施時期] 昭和54年度～	市	<b>地域の郷土芸能が揃う八戸三社大祭(ユネスコ無形文化遺産、国重要無形民俗文化財)は、約300年の歴史を誇る八戸を代表する祭りであり、毎年100万人を超える観光客が訪れる。</b> 当事業により、当市が誇る祭りを継続して開催することで、中心市街地が歴史と伝統を継承するとともに、多くの観光客に訪れていただくことで、活性化に寄与することが見込まれる。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和元～5年度	
八戸えんぶり開催支援事業 [内容] 八戸えんぶりの開催に対する支援 [実施時期] 昭和56年度～	市	<b>八戸えんぶり(国重要無形民俗文化財)は、市のみならず周辺町村も含め、毎年30余組のえんぶり組が参加し、中心市街地で開催される。特に近年、更上閣や市庁前市民広場、市公会堂など、中心市街地の公共公益施設で行われるなど、新たな取組も行われている。</b> 当事業により、これらの取組を支援し、八戸えんぶりの裾野を広げ、当市を代表する伝統芸能の継承と、賑わい創出が図られることが見込まれる。	[措置の内容] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和元～5年度	

(2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
八戸三社大祭GPS多言語ガイドサービス導入事業 [内容] 山車の位置情報や多言語による山車の場面説明などの情報をスマートフォンに表示する [実施時期] 平成30年度	市及び一般財団法人VISITはちのへ	GPS端末を全山車に装着することにより、山車の位置情報をリアルタイムに把握できるほか、GPS端末と連動した専用アプリを開発し、多言語による山車の場面説明等の情報をスマートフォンに表示させ、より深い楽しみ方を提供することにより、国内外の観光客がより多く訪れ、またリピーターとなることを目指す。	[措置の内容] 地方創生推進交付金  [実施時期] 平成30年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まち歩き推進事業 [内容] 市民及び観光客を対象として、まち歩きを促進する各種イベントを開催することで、まちなかの回遊性を高めるきっかけを提供する [実施時期] 平成21年度～令和2年度	一般財団法人VISITはちのへ	当事業は、街なか案内人として結成された八戸さんぽマイスターと一緒に街並みや路地、地元で人気のお店などをめぐる観光の新しい形で、地域の暮らしぶりや風習などにふれ、リアルな街の魅力を体験できることで、まちのファンを増やし、リピーターの増に結びつけることが期待される。		
企画乗車券「まちパス」発行事業 [内容] 中心街を含むフリーエリア内を1日何回でも乗り降りできるフリー乗車券の販売 [実施時期] 平成23年度～令和3年度	市、バス事業者	当事業は、従来の初乗り130円区間で最も利用が多かった中心市街地とその近郊（大型ショッピングセンターが立地する江陽・沼館地区など）を結ぶ指定エリア内を1日何回でも乗り降りできるフリー乗車券「まちパス」を販売し、中心市街地及びその近郊の周遊の利便性の向上を図ることで、来街を促す。		
成人式開催事業 [内容] 八戸市公会堂において、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青	市	【位置付け】 来館者の増加に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置		

(2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
八戸三社大祭GPS多言語ガイドサービス導入事業 [内容] 山車の位置情報や多言語による山車の場面説明などの情報をスマートフォンに表示する [実施時期] 平成30年度～	市	GPS端末を全山車に装着することにより、山車の位置情報をリアルタイムに把握できるほか、GPS端末と連動した専用アプリを開発し、多言語による山車の場面説明等の情報をスマートフォンに表示させ、より深い楽しみ方を提供することにより、国内外の観光客がより多く訪れ、またリピーターとなることを目指す。	[措置の内容] 地方創生推進交付金  [実施時期] 平成30～令和2年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まち歩き推進事業 [内容] 市民及び観光客を対象として、まち歩きを促進する各種イベントを開催することで、まちなかの回遊性を高めるきっかけを提供する [実施時期] 平成21年度～	一般財団法人VISITはちのへ	当事業は、街なか案内人として結成された八戸さんぽマイスターと一緒に街並みや路地、地元で人気のお店などをめぐる観光の新しい形で、地域の暮らしぶりや風習などにふれ、リアルな街の魅力を体験できることで、まちのファンを増やし、リピーターの増に結びつけることが期待される。		
企画乗車券「まちパス」発行事業 [内容] 中心街を含むフリーエリア内を1日何回でも乗り降りできるフリー乗車券の販売 [実施時期] 平成23年度～	市、バス事業者	当事業は、従来の初乗り130円区間で最も利用が多かった中心市街地とその近郊（大型ショッピングセンターが立地する江陽・沼館地区など）を結ぶ指定エリア内を1日何回でも乗り降りできるフリー乗車券「まちパス」を販売し、中心市街地及びその近郊の周遊の利便性の向上を図ることで、来街を促す。		
新規追加				

年の門出を祝福するため、  
式典を開催する  
[実施時期]  
令和4年度～

付けられる。  
【必要性】  
若者の来街機会の創出や回遊性  
向上が期待され、「歩行者通行  
量」の増加に寄与するため。

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) 開催状況(第2期及び第3期計画に関して審議したもの)

① 全体会

第13回～第32回(略)

第33回八戸市中心市街地活性化協議会(令和4年4月25日)

・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び変更について

② 幹事会

平成24年度開催状況～令和3年度開催状況(略)

令和4年度開催状況

第1回(令和4年4月19日)

・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

③ 部会(略)

(3)～(4) 略

[3] 略

10.～12. 略

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) 開催状況(第2期及び第3期計画に関して審議したもの)

① 全体会

第13回～第32回(略)

② 幹事会

平成24年度開催状況～令和3年度開催状況(略)

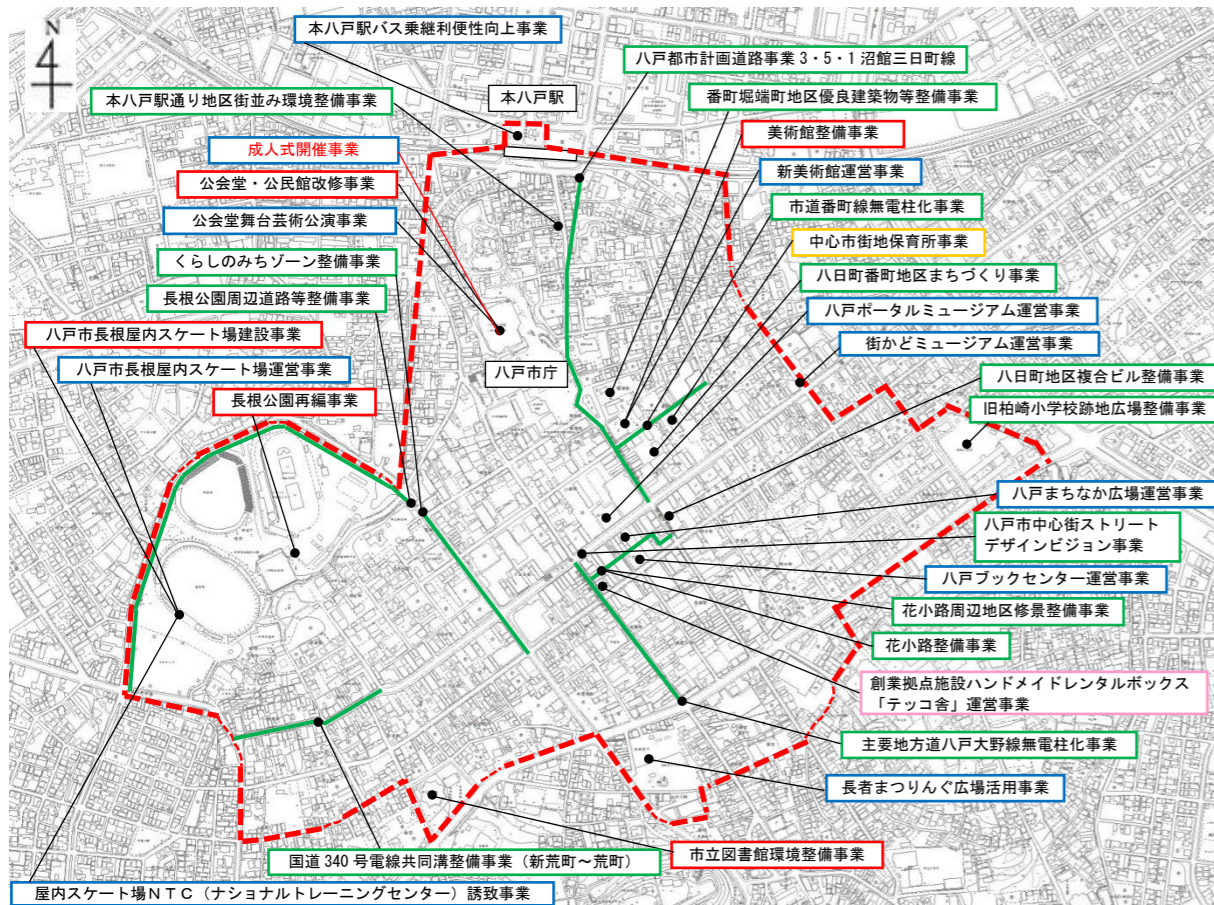
③ 部会(略)

(3)～(4) 略

[3] 略

10.～12. 略

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施個所（変更後）

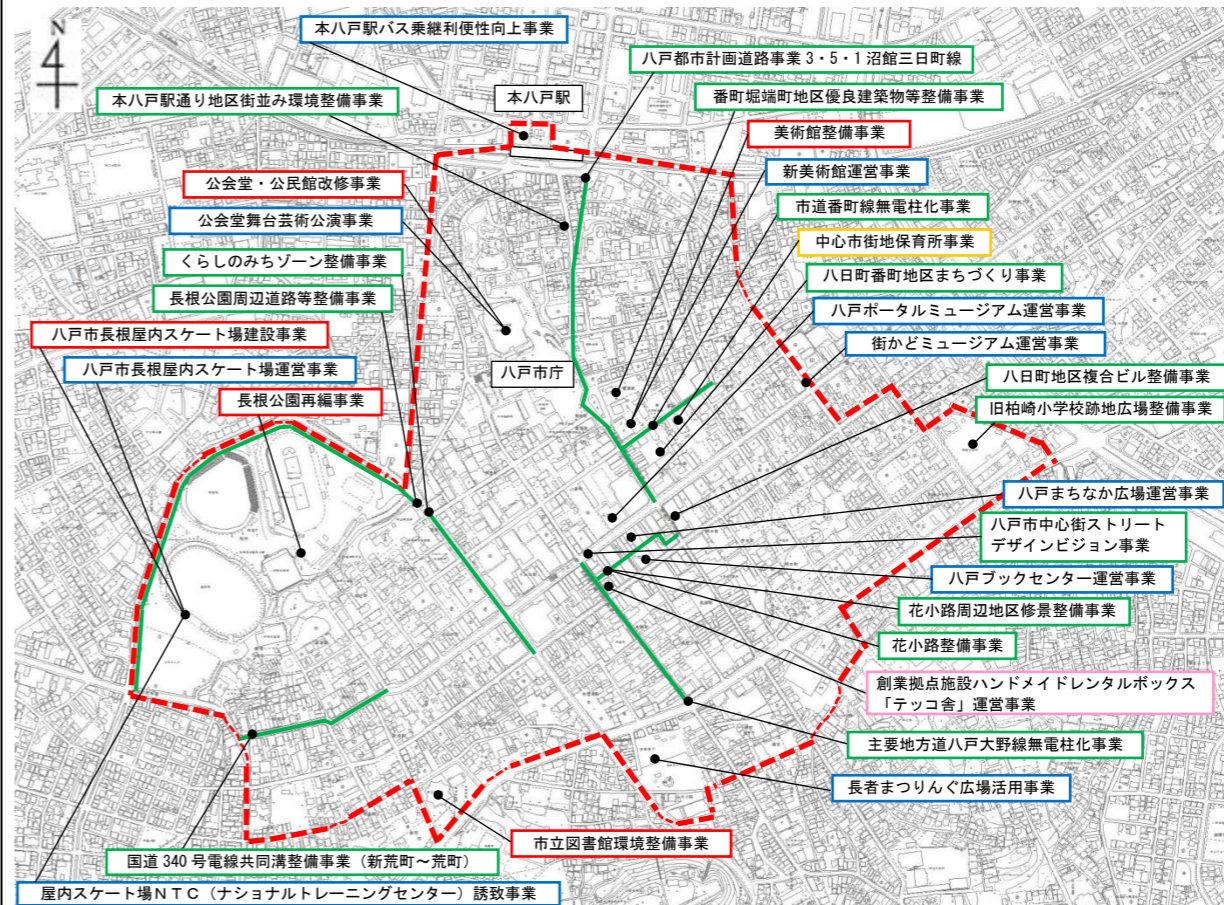


市街地の整備改善のための事業	都市福祉施設を整備する事業
まちなか居住推進のための事業	商業活性化のための事業
全ての事業と一体的に推進する事業	

区域全体にわたる施策

まちなか住宅取得支援事業	まちなか講座事業	訪日外国人旅行客受入支援事業
はちのへ空き家再生事業	商店街ポータルサイト運営事業	中心街まちぐみプロジェクト事業
まちなかヘルスアップ事業	市日はちのへ楽市楽座事業	市内幹線軸等間隔運行事業
まちの保健室事業	まごころ宅配サービス事業	八戸圏域路線バス上限運賃政策
ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	はちのへホコテン実施事業	企画乗車券「まちパス」発行事業
【フラット35】地域連携型	ポータルサイト「はちまち」運営事業	公開講座開催促進事業
まちなか生業応援事業	市民大学講座開催事業	タウンマネージャー設置事業
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業	八戸三社大祭開催支援事業	八戸七夕まつり運営事業
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業	中心市街地活性化協議会支援事業	コンベンション誘致事業
中心商店街空き店舗・空き床解消事業	八戸えんぶり開催支援事業	まちなか共通駐車券運営事業
はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	はちのへ菊まつり運営支援事業	まちなかアート事業
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業	八戸三社大祭GPS多言語ガイドサービス導入事業	中心市街地にぎわい形成事業
中心市街地商業機能誘致事業	まち歩き推進事業	都市再生推進法人事業
横丁活性化事業	大学サテライト事業	

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施個所（変更前）



市街地の整備改善のための事業	都市福祉施設を整備する事業
まちなか居住推進のための事業	商業活性化のための事業
全ての事業と一体的に推進する事業	

区域全体にわたる施策

まちなか住宅取得支援事業	まちなか講座事業	訪日外国人旅行客受入支援事業
はちのへ空き家再生事業	商店街ポータルサイト運営事業	中心街まちぐみプロジェクト事業
まちなかヘルスアップ事業	市日はちのへ楽市楽座事業	市内幹線軸等間隔運行事業
まちの保健室事業	まごころ宅配サービス事業	八戸圏域路線バス上限運賃政策
ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	はちのへホコテン実施事業	企画乗車券「まちパス」発行事業
【フラット35】地域連携型	ポータルサイト「はちまち」運営事業	公開講座開催促進事業
まちなか生業応援事業	市民大学講座開催事業	タウンマネージャー設置事業
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業	八戸三社大祭開催支援事業	八戸七夕まつり運営事業
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業	中心市街地活性化協議会支援事業	コンベンション誘致事業
中心商店街空き店舗・空き床解消事業	八戸えんぶり開催支援事業	まちなか共通駐車券運営事業
はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	はちのへ菊まつり運営支援事業	まちなかアート事業
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業	八戸三社大祭GPS多言語ガイドサービス導入事業	中心市街地にぎわい形成事業
中心市街地商業機能誘致事業	まち歩き推進事業	都市再生推進法人事業
横丁活性化事業	大学サテライト事業	